

(仮) 地域づくり事業一括交付金制度の導入について (案)

1. 制度の目的

地域が一体となった、住民主体の地域づくりを促進するため、まちづくり推進課所管の交付金のうち、協働のまちづくり事業交付金と区長会運営交付金の一本化を図り、まちづくり協議会に交付するもので、平成 27 年度から実施します。

2. 制度のねらい

従来は、事業・団体ごとに交付金が交付されていたため、団体間の連携を阻害していました。また、各団体が個別に活動していたため、活動が重複するなど、非効率な面もありました。そのため、地域への交付金を一本化することで、各団体が連携・協力し、地域が一体となった取り組みが促進されることをねらいとしています。

3. 制度のしくみ

制度発足年度の交付金を一本化し、まちづくり協議会に交付します。平成 27 年度からは、市まちづくり推進課の所管である協働のまちづくり事業交付金、区長会運営交付金を一本化して交付することができます。

[運用上の留意]

- まちづくり協議会と区長会が一体となった組織または強い連携を構築し、地区内の意思決定により申請することができます。

4. 制度導入のメリット

- 地域づくりをひとつの枠組として、各団体が連携して効果的・効率的な事業を展開することができます。
- 申請書。実績報告書等も一本化され、事務の負担軽減に繋がります。

図示

